

島根県教育研究会運営に関すること

本会の多岐にわたる事業を行うにあたり、本会の運営全般についておよびそれぞれの事業の運営についての内規または細則が作成され施行されてきた。以下はそれらを整理したものである。

記

I、会議（定例会議）に関すること

- | | |
|---------------|----------|
| 1、第一回理事会・評議員会 | 5月中旬～下旬 |
| 2、常任理事会 | 7月上旬 |
| 3、第二回理事会 | 2月上旬 |
| 4、監査会 | 3月下旬 |
| 5、研究推進委員会 | 必要に応じて適宜 |
| 6、事務局会 | 必要に応じて適宜 |

II、会計に関すること

- | | |
|----------|-----|
| 1、本会計 | 会費 |
| 2、活動基金会計 | 積立金 |

III、教育研究大会に関すること

- 1、各専門部教育研究大会関係
 - (1) 各専門部教育研究大会は、開催を予定する際には「開催年次計画」を立てる。
 - (2) 開催年次計画は、各専門部で協議した後、会場地や開催年度に偏りがないよう理事会において調整し、決定する。
計画を変更する必要がある場合は、直ちに専門部から県教研事務局に連絡し、理事会にはかるようにする。
 - (3) 各種研究大会を精選するため、各専門部研究大会は文部科学省指定や県指定の指定校発表大会と併催するように努める。
また、中国大会、中四国大会、全国大会開催の場合、専門部県大会と併催の形をとることとする。
 - (4) 各専門部研究大会（県大会）の開催日程は原則として1日とする。
 - (5) 研究大会の会場、期日等の決定
専門部で原案を作成→県教研事務局・開催市郡と調整→理事会で決定という手続きを早めにとるようにする。中国・中四国・全国大会については、特に早めに立案し、調整し、決定するように努める。
 - (6) 専門部研究大会の開催に当たっては、事前に開催地の市郡教育研究会と十分な連絡をとるなど、円滑かつ効果的な大会運営に努める。
- 2、各市郡教育研究大会関係
 - (1) 各市郡教育研究大会は、「開催年次計画」を作成する。
 - (2) 開催年次計画は、市郡の実態に基づいて理事会において承認する。変更を必要とする場合は県教研事務局に連絡し、理事会にはかる。
 - (3) 市郡教育研究大会、町村教育研究大会、専門部県大会等を同一年度内に同一市

郡で開催する場合は、市郡教育研究会を中心に相互の連携を密にして円滑な運営に努める。

(4) 研究推進に当たっては学校の自主的な研究を生かす（会場校の研究主題や研究教科・領域を継続する）ようにし、できるだけ割り当てはしないように努める。

(5) 研究大会への参加等について、隣接市郡との協力体制を確立するように努める。

IV、事務手続き等に関すること

- | | | |
|--------------------|---------|------|
| 1、会員数の報告（各市郡から報告） | 締め切り | 4月下旬 |
| 2、各市郡及び各専門部の役員名の報告 | 市郡締め切り | 4月下旬 |
| | 専門部締め切り | 5月下旬 |

3、共催並びに後援申請書の提出

研究大会（県教研大会、市郡大会、専門部大会＝中国、中四国、全国大会とも）を開催する場合には、下記により共催・後援申請書を提出し、共催・後援の承認を得るものとする。

記

- | | | |
|------------|---------------|--------------------|
| (1) 宛先、部数 | 島根県教育研究会長宛 | 1部 |
| (2) 提出先 | 県教研事務局 | （市郡大会、専門部県大会の県教委宛） |
| (3) 添付書類 | 専門部大会 | ——— 開催要項（案） |
| | 市郡大会 | ——— 開催要項（案） |
| (4) 提出締め切り | 書類が整い次第提出すること | |
- 4、会員人数の提出 会費の納入
（各市郡から）県教研事務局の指定の口座へ振り込む（納入期限別途指定）
- 5、市郡研究費（基礎配分金）
会費から各市郡においてあらかじめ差し引いて報告する。
※令和8年度より基礎配分金をとりやめる。
- 6、市郡研究費（調整配分金）、専門部研究費、専門部負担金、の配分金の送付
（県教研事務局から各市郡、各専門部へ） 1学期末まで
- 7、研究論文並びに教育実践記録応募期間 3学期（1月上旬）
（募集要項および表彰規定による）
- 8、「大会報告」の原稿提出締め切り 12月上旬
（研究大会を開催した各市郡、各専門部から事務局へ）
- 9、「表彰該当者」の報告締め切り 3月下旬
（各市郡、各専門部から県教研事務局へ）（表彰規程による）

V、Web管理について

- 1、各専門部等のHPについては、原則リンク形式とする。

* 各種研究大会の「期日の決定及び変更」については、重複を避けるために調整するので、必ず事前に県教研事務局に連絡し、協議すること。（12月中旬には、次年度開催のすべての研究大会の期日が決まるように努めること）

（昭和56年度・60年度検討、63年度確認、平成4年度改正、平成7年度改正、平成15年度改正、平成18年度5月26日改正、平成20年度改正、平成22年度改正、平成26年度改正、平成27年度改正、令和5年度改正、令和7年度改正）